

地域雇用創造推進事業について

厚生労働省職業安定局地域雇用対策室
平成20年11月

目次

1 趣旨	3
2 事業構想の募集	3
3 事業の提案・実施主体	4
4 事業内容	5
5 事業構想の提案	11
6 事業実施地域の選抜	15
7 事業の委託	16
8 事業評価	17
9 その他	18
(事業構想提案書 様式)	21
(事業構想要約版 様式)	33
(協議会の規約 例 (参考資料1))	35
(会計事務取扱規程 例 (参考資料2))	39
(地域雇用創造推進事業 事業利用者アンケート票例 (参考資料3))	40
地域雇用創造推進事業Q&A	42

1 趣旨

有効求人倍率が全国平均を大きく下回る地域が存在するなど、雇用失業情勢には地域差がみられます。このため、雇用機会の創出（以下「雇用創造」という。）に向けた意欲が高い地域に支援を重点化し、地域の自主性と関係者の連携を重視しつつ、地域の雇用機会の創出を効果的に促進することが必要です。

本事業は、地域における自主的かつ創意工夫を活かした雇用創造を推進するため、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)に基づき、自発雇用創造地域の関係市町村及び経済団体等で構成される地域雇用創造協議会からの提案に係る雇用対策事業のうち、当該地域の雇用創造に係る効果が高いと認められるものを当該協議会等に委託する地域雇用創造推進事業（以下「新パッケージ事業」という。）を実施するものです。

また、上記に加え雇用改善の動きの弱い地域の都道府県が中心となって自発雇用創造地域における2以上の関係市町村及び経済団体等で構成される地域雇用創造協議会を設置し、当該協議会からの提案に係る雇用対策のうち、当該地域の雇用創造に係る効果が高いと認められるものを当該協議会等に委託する事業を実施することとなりました（「広域版」という。）。

2 事業構想の募集

(1) 事業の対象地域

以下のいずれの要件も満たす地域を対象とします。

- ① 同意自発雇用創造地域（以下「創造地域」という。）であること。
- ② 新パッケージ事業に係る地域再生計画の認定を受けていること。

(2) 自発雇用創造地域

新パッケージ事業の実施までに、対象地域の市町村が（複数の場合はそのすべての市町村が共同して）、地域雇用開発促進法(昭和63年法律第23号)に規定する地域雇用創造計画（以下「創造計画」という。）を策定し、都道府県労働局長の同意を受ける必要があります。なお、創造地域にかかる地域要件及び創造計画の策定については、都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

(3) 地域再生計画の認定

事業実施までに、対象地域の市町村（複数の場合はそのすべての市町村が共同して）が、新パッケージ事業を活用することを盛り込んだ地域再生法(平成17年法律第24号)による地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定(変更を含む。以下同じ)を受けてください。

なお、地域再生計画について、都道府県が策定者に含まれていても差し支えありませんが、対象地域内のすべての市町村が策定主体となる必要があります（広域版においては都道府県が策定主体となること）。

また、事業実施のスケジュールとしては、地域再生計画の認定申請に先んじて新パッケージ事業の事業構想を提案（※）することになります。したがって、地域再生計画の認定を受けることを前提として、新パッケージ事業への応募をしてください。

このように、新パッケージ事業の事業構想の審査は、地域再生計画の認定申請に先行することとなりますが、新パッケージ事業の採択の内定を受けた後であっても、地域再生計画の認定が受けられなかった場合には、事業を委託することはできません。

（※） 新パッケージ事業の事業構想の提案にかかるスケジュールについては、都道府県労働局にお問い合わせください。

また、地域再生計画の認定にかかるスケジュールについては、内閣府地域再生事業推進室にお問い合わせください。

3 事業の提案・実施主体

（1）応募の要件

新パッケージ事業については、より現場に近い立場で地域経済の活性化と地域雇用の創造に責任をもって取り組む行政主体である市町村（広域版においては都道府県が中心となること）と地域の経済・雇用を担う立場の地域の経済界とが一致協力して地域の雇用創造に取り組むことが効果的であり、国の委託事業として相応しいと考えています。

このため、創造計画に定められた地域雇用創造協議会（以下のいずれの要件も満たすものとし、創造計画を策定中の地域にあっては、当該計画に定める予定の団体とする。以下「協議会」という。）は、国の募集に応じ、新パッケージ事業に係る事業構想を自ら策定し、提案することができます。

なお、一の協議会が同時に二以上の事業構想を提案することはできません。

また、新パッケージ事業及びパッケージ事業を実施中の地域は、同時に事業を行うことはできません。

イ 構成

協議会の構成員には、以下の者を含めることが必要です。

- ① 対象地域内の全ての市町村
- ② 対象地域内で活動する経済団体（商工会議所、商工会、中小企業団体、商店街振興組合、農業協同組合等）
- ③ 必要に応じその他の地域関係者、有識者等（都道府県の参加も可能とする。）
- ④ 広域版においては都道府県

ロ 組織

協議会は、以下の組織を有することとします。なお、協議会は法人格を要さずいわゆる権利能力なき社団で差し支えありません。

- ① 代表（広域版においては都道府県）

- ② 総会等の意思決定機関
- ③ 事務局（会計責任者を置くものとする。）
- ④ 業務を監査する者

ハ 運営

協議会の運営について、規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規程が整備されていることが必要です。

(2) 事業の実施主体

事業の委託先は原則として協議会とします。なお、協議会から民間団体等への事業の一部に係る再委託は可能です。ただし、再委託に当たっては、地域雇用創造推進事業委託要綱に基づき、国による承認を受ける必要があります。

また、7（2）「協議会以外の団体への事業委託」に該当する場合には、国が、適当と認める範囲内において、事業の全部又は一部を協議会以外の団体に直接委託することも可能とします。

なお、事業実施全体に係る管理主体はあくまでも協議会であり、協議会から事業の一部を民間団体等へ再委託することはもとより、国から民間団体等に直接委託を行う場合についても、協議会は、これらの民間団体等による事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業評価等についても協議会が責任をもって行うこととします。

4 事業内容

(1) 基本的考え方

新パッケージ事業は、市町村や経済団体その他の地域関係者等が創意工夫を活かして実施する、地域の雇用機会の拡大、人材の育成、地域求職者の就職促進等の雇用対策を支援する事業であり、地域自らが雇用創造に係る地域重点分野を明確にし、当該分野における地域の産業及び経済の活性化その他の雇用創造に資する取組と一体的に実施することにより、それらの取組による雇用創造効果をさらに高めることが重要です。また、新パッケージ事業終了後においても、その成果と経験を生かし、自立的な雇用創造の取組を実施していくことが望ましいものです。

具体的な事業の例を以下に示しますが、これらはあくまでも例示であり、地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえたオリジナルな事業の実施が可能となるものです。

なお、新パッケージ事業は、労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は能力開発事業として行うものであることから、その趣旨に適さない事業を行うことはできません。

したがって、地域における求職者、在職求職者、創業希望者の就職促進や創業に直接かつ高い効果が見られる雇用対策としての事業内容を設定する必要があります。

また、新パッケージ事業の対象に含まれない事業については、以下（４）ハ「委託費で措置しない経費」を参照してください。また、具体的にどこまでの範囲の事業が可能かという点については、都道府県労働局にご照会ください。

（２）事業内容の例

イ 雇用拡大メニュー

新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組（事業主を対象とする）。

- ① 創業に伴う人材確保や労務管理についての研修・相談
- ② 事業所の規模拡大等に必要の中核的又は専門的人材の誘致・確保
- ③ 他地域における雇用創造に係る成功事例についてのセミナー
- ④ 中小企業の雇用高度化を目的とする有識者・コンサルタント等による経営上の相談事業
- ⑤ 従業員に対する専門的な知識・技能の付与や向上を目的とした研修等

ロ 人材育成メニュー

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者等の能力開発や人材育成を図るための取組（対象として、地域求職者以外に在職者を一部含めても差し支えないものとする。以下「地域求職者等」という。）。

- ① 地域求職者等に対する研修・職場体験講習
- ② 講師の育成
- ③ 地域の中核的人材を育成するための国内外留学、企業派遣研修
- ④ 管理職やその他の戦略人材として育成するための専門的な知識・技能の付与や向上を目的とする研修事業等

ハ 就職促進メニュー

地域における就職促進等を図るための地域求職者等への情報提供、相談等の取組。

- ① 研修・講習等に関する情報収集・提供、相談
- ② 人材受入情報等の収集・提供、合同就職セミナー・面接会等の開催、就職相談コーナーの設置
- ③ U・Iターン就職希望者に対する情報提供・相談等

(3) 事業実施期間

新パッケージ事業の実施期間は1地域あたり3年度間を上限とし、事業構想において示された期間とします。ただし、事業の実施に当たっては、各年度ごとに中間評価を行い、事業構想において示された目標を達成する可能性が低いと判断せざるを得ない場合には、実施期間内であっても事業を中止することがあります。

(4) 事業規模等

新パッケージ事業の実施に係る委託費は、一地域あたり各年度2億円（広域版は3億円）を上限とします。ただし、北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（以下「8道県」という。）において、2以上の市町村（市町村合併が予定されている市町村のみの場合は除く。）が共同で創造計画を策定した地域にあっては、一地域当たり各年度2億5千万円を上限とします。

また、委託費で措置する経費としては、主に以下イ、ロのようなものを想定しています。

イ 委託費で措置する経費

委託費で措置する4（2）に係る経費としては、主に以下のようなものを想定しています。

なお、講師等については、謝金による対応を原則とし、必要と認められる場合に限り、常勤として人件費を措置します。また、パソコン・OA機器等の機器が必要な場合については、原則としてリースによる利用とすることとします。

経費積算の詳細については、18～19ページを参照ください。また、疑問がある場合には、都道府県労働局に御照会ください。

- ① 事業全体の運営に係るもの（管理費）（委託費総額の3割を超えないものとします。）
 - a 事業推進員(下記ロ参照)の人件費、諸手当、社会保険料（総額の上限については、1,500万円（広域版は3,000万円）又は委託費総額の2割のいずれか低い方とします。）
 - b 通話料、ファックス通信料、光熱水料等
 - c 新パッケージ事業の実施に係る協議会の開催費（協議会メンバー以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等）
- ② 雇用拡大メニュー関係（事業主を対象とする事業に係る経費）
 - a セミナー等の講師謝金、旅費
 - b セミナー等の周知に関する経費(ポスター、パンフレットの作成、広告費)
 - c セミナー等の開催経費(会場借料、案内状・資料等作製費等)
 - d 事業主等に対する人事管理に関する相談・コンサルティングに係る経費（アドバイザー及びコンサルタントの謝金、旅費、相談会場借料）

- ③ 人材育成メニュー関係（地域求職者等を対象とする事業に係る経費）
 - a 講師の訓練のための研修等受講費、旅費
 - b 企業、教育機関等に対する研修等委託費
 - c 企業、教育機関等での研修等受講者旅費、傷害・損害保険料
 - d 研修等の講師の人件費又は謝金、旅費
 - e 研修等の教材費
 - f 研修等の周知に関する経費(ポスター、パンフレットの作成、広告費)

④ 就職促進メニュー関係

- a 職業カウンセリングを行う「相談コーナー」の設置に係る経費（相談室借料、機器借料、機器保守料）
- b 通話料、回線使用料、光熱水費
- c 相談員の人件費又は謝金、コンサルタント謝金
- d ホームページ作成・運営費
- e Uターンフェアなどの開催経費や出展経費
- f 相談コーナーの周知に関する経費(ポスター、パンフレットの作成、広告費)

ロ 事業推進員の配置

新パッケージ事業の企画・実施並びに関係行政機関及び関係団体等との連絡調整に当たる者として、協議会の事務局に事業推進員を配置することができます。事業推進員は、協議会が事業を企画・実施するにあたり必要な知識、経験等を有すると認められる者であることが必要です。事業推進員の職務としては、以下のものが挙げられます。

- ① 事業の企画・実施に係る事務
- ② 事業の実施状況の確認
- ③ 事業の実施結果のとりまとめ
- ④ 事業実施に係る関係行政機関及び関係団体等との連絡調整
- ⑤ その他の事業の実施にあたり必要な業務

ただし、後述の7（2）により、国が協議会以外の団体に全事業を委託する場合は、当該協議会に対して事業推進員は配置されません。

ハ 委託費で措置しない経費

新パッケージ事業は、地域の取組に伴って生じる人材面での課題を解決するため、地域における人材確保・人材育成に係る事業を支援することを目的としています。

したがって、以下のような経費については、委託費による措置の対象となりません。

- ① 地域重点分野との関連が認められない事業
- ② 後述の4（5）に該当する市町村等による独自の取組に係る経費
例：企業誘致活動、観光キャンペーン、地場製品の販路拡大に係るマーケティングリサーチや販売促進キャンペーンといった市町村や経済団体が自らの負担において行うべき取組に係る経費は認められません。
- ③ 都道府県、市町村、経済団体により従来から行われている人材確保・人材育成の取組の単純な振替に当たる経費
- ④ 後述の4（5）に該当する市町村等による独自の取組との関連が認められない人材確保・人材育成の事業に係る経費
例：地域において創業支援策が講じられていないにも関わらず、新パッケージ事業で創業者の人材育成を重点的に行うことが該当。
- ⑤ 国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている経費
- ⑥ 国や都道府県、公共職業安定所等雇用支援関連機関が実施する事業と、対象者や内容が基本的に重複する事業
例：新規就農支援の取組、障害者就職支援の取組、若年者就職相談窓口の設置など。
- ⑦ 事業実施期間内に雇用創造を実現することが困難と考えられる事業に係る経費
例：地場特産品のブランド化や販路拡大による雇用創造を図ろうとしているものの、地域においてブランド化に向けた調査研究や検討が済んだばかりであるなど、産業育成面で一定の支援期間を要するために、新パッケージ事業によって人材を育成しても、育成人材の雇用機会の拡大に、直ちに結びつかない場合が該当。
- ⑧ アウトプット・アウトカム目標が適切に設定されていない事業に係る経費
例：地域内の人口等や産業・経済の動向から見て過大な目標が設定されている場合や、事業実施期間全体での目標と比較して初年度又は2年度目の目標が合理的な理由なしに極端に低く設定されている場合、又は、地域内での創業実績と比較して過大な創業目標が設定されている場合などが該当。
- ⑨ 求職者等の就職・創業に直接効果が認められない事業に係る経費。
例：若年者等に対する一般的な意識啓発セミナーなど。
- ⑩ 研修受講者への日当
- ⑪ その他、新パッケージ事業の実施に直接関わるものではない以下のような経についても、委託費による措置の対象とはしません。
 - イ 協議会の運営に係る経費（4（4）ロの事業推進員以外の事務局職員の人件費、事務室の借料、共益費等）
 - ロ 冷蔵庫、掃除機等事業の実施に必要な不可欠とは認められない備品の購入費
 - ハ 施設の設置、大規模な改修に必要な費用

(5) 新パッケージ事業に関連して市町村や経済団体が実施する取組

新パッケージ事業を実施する地域においては、その前提として、協議会の構成員である市町村や経済団体等において、創造計画に定める地域重点分野に係る以下のような地域の産業及び経済の活性化その他の雇用創造に資する取組を行うことが必要であり、それらの取組と一体的に新パッケージ事業による雇用対策を実施することにより、一層高い雇用創造効果の実現を図るものとします。

また、これらの取組の実施に当たっては、地域再生法(平成17年法律第24号)第4条第1項に基づき定められた「地域再生基本方針」(最終改正：平成20年6月6日閣議決定)に位置付けられている「地域の雇用再生」、「地域のつながり再生」、「地域の再チャレンジ」、「地域の交流・連携推進」、「地域の産業活性化」、「地域の知の拠点再生」及び「地域の地球温暖化対策推進」の7つのプログラムに盛り込まれた各省の施策を積極的に活用すること等により、一層効果的な事業の実施に努めることが重要です。

① 創業を促進する取組

- ・ 低利融資、補助金の支給
- ・ インキュベーション施設の設置や運営 等

② 新分野進出を促進する取組

- ・ 低利融資、助成金の支給
- ・ 工場新設、新たな設備の設置に係る補助金 等

③ 新技術や新商品開発に係る取組

- ・ 低利融資、補助金の支給等
- ・ 県工業技術センター、大学等研究機関等との共同研究に対する補助金の支給等

④ 販路拡大や誘客の支援に係る取組

- ・ 大都市圏における顧客開拓や誘客活動の実施
- ・ 製品等展示会、商談会、物産展、観光イベント等の開催 等

⑤ 企業間連携等の促進に係る取組

- ・ 共同受注システムの構築に対する補助金の支給等
- ・ 地域外企業との提携を促進するための地域企業の技術情報の提供 等

⑥ 企業誘致に係る取組

- ・ 税制上の優遇措置、立地補助金等の支給
- ・ 貸し工場の建設や提供 等

⑦ 商店街活性化に係る取組

- ・ 低利融資、補助金の支給等
- ・ 空き店舗の無償提供・低額貸与 等

5 事業構想の提案

新パッケージ事業の実施を希望する協議会は、以下の事項を盛り込んだ事業構想を作成し、協議会の構成及び組織等に関する資料を添付のうえ、別途定める募集手続きに基づいて、提出期限までに協議会の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出するものとする。

(1) 必要書類

事業構想の提案は、以下の書類の提出により行ってください。

提出書類の様式は、A4版の用紙に片面印刷としてください。複数ページから成る書類については、左上1カ所をステープルでとめた上で、全書類をダブルクリップでとめ、正1部、副3部の計4部を、協議会の所在地を管轄する労働局を經由して、厚生労働省職業安定局地域雇用対策室あて提出してください。

- ① 事業構想提案書(下記(2)により作成してください。)
- ② 事業構想要約版(32ページの様式により、要約版(4ページ以内)を作成してください。)
- ③ 地域雇用創造計画(計画策定中の場合は案で可。なお、事業構想の再提案等の場合は、地域雇用創造計画の変更案を併せて提出してください。)
- ④ 事業構想概念図(事業構想に関し、分かり易い概念図を作成してください。)
- ⑤ 協議会の規約及び会計事務取扱規程(34ページから37ページの協議会の規約例及び38ページから39ページの会計事務取扱規程例を参照してください。)
- ⑥ 協議会の構成、組織が記載されている書類
- ⑦ 市町村以外の協議会の各構成員の概要
- ⑧ 地域再生計画(案)
- ⑨ その他

事業構想提案書において、後述の7(2)により事業の全部又は一部に係る国からの協議会以外の団体への直接委託を予定している場合は、当該団体の概要がわかる資料を添付するほか、直接委託の要件である7(2)①～④に該当する旨を記述した資料を添付してください。

(2) 事業構想提案書の作成方法

イ 事業構想は、事業の実施を希望する期間(最大3年度間)全体にわたるものを作成してください。

ロ 事業構想提案書の1ページ目及び2ページ目は、20ページ～21ページの様式により、事業のタイトル、事業の実施に係る地域、協議会の構成等について記入してください。

ハ 事業構想提案書の3ページ目以降に、22ページ～31ページの様式を参考に、以下の事項を盛り込んで、事業構想の内容を記述してください。

(イ) 事業の趣旨・目的

新パッケージ事業を実施する地域の経済、産業の動向を踏まえ、新パッケージ事業で実施しようとする事業の趣旨・目的を簡潔に記述してください。

(ロ) 地域重点分野における地域の取組

a 地域重点分野の設定

同意地域雇用創造計画に定める地域重点分野を記載してください。

b 地域重点分野に係る産業の動向と今後の見通し

地域重点分野に係る産業の動向と今後の見通しについて、具体的なデータにより記述してください。

例：観光産業であれば、当該地域を訪れた観光客数、宿泊者数、観光産業従業者数などのデータを記載。

c 地域独自に実施している取組とその成果の見込み

地域重点分野に係る取組（特に新パッケージ事業と一体的に実施する地域の産業及び経済の活性化その他雇用創造に資する取組。実施を予定している取組を含む。）の内容と成果（これまでの実績と今後の見込み）を記載してください。

d 地域重点分野に係る実施体制

地域重点分野に係る関係者間の協働・連携状況等（地域関係者の主導的な取組の有無、官民パートナーシップの形成状況、産学官連携状況、キーパーソンやアドバイザーの存在等）を記述してください。

例：地域再生マネージャーとして〇〇氏を迎え、地域特産物を活用した地域再生についての技術指導及び雇用の受け皿となる連携組織作りの支援、他地域の好事例紹介などのアドバイスを受けている。

協議会構成員として〇〇氏が参加していることから、地域再生マネージャー事業との効果的な連携の下での新パッケージ事業の実施が可能になると見込まれる。 など

e 関係省庁連携による地域再生の取組

地域重点分野に関して、「地域再生基本方針」（最終改正：平成20年6月6日閣議決定）に位置付けられている「地域の雇用再生」、「地域のつながり再生」、「地域の再チャレンジ」、「地域の交流・連携推進」、「地域の産業活性化」、「地域の知の拠点再生」及び「地域の地球温暖化対策推進」の7つのプログラムに盛り込まれている事業など、関係省庁連携による地域再生の取組を行っている場合は（申請予定の場合も含む）事業名、内容、所管官庁、事業実施期間を記述してください。

(ハ) 雇用面における課題

(ロ)に掲げた取組を地域における雇用機会の拡大に繋げていく上での雇用面(人材確保・人材育成等)における課題を記述してください。

(ニ) 実施しようとする事業の内容

(ハ)に掲げた雇用面での課題を解決するため、新パッケージ事業として実施しようとする事業の具体的内容、事業実施期間、事業実施主体及び(ロ)の取組との連携方法を記述してください。事業内容の記述に当たっては、実施するカリキュラムを記述するなど、具体的に事業の内容が分かるように記述してください。

なお、事業実施主体について、協議会より事業の一部を民間団体等に再委託することを希望する場合は、現段階で想定している再委託先民間団体の名称も記載してください。

(ホ) 事業実施による効果

新パッケージ事業の実施により、連携する(ロ)の取組と相俟って生じ得る雇用創出効果について、具体的な数値目標とその内訳、目標設定の根拠及び実績把握の方法を明らかにしつつ、定量的に記述してください。

なお、雇用創出効果の目標設定はアウトプット指標及びアウトカム指標によることとし、各年度末での見込みと事業終了時における見込みを、「雇用拡大」、「人材育成」及び「就職促進」の各メニューに位置付けている各個別事業ごとに記載するとともに、目標の設定に当たっては、当該地域における産業・経済の動向や、労働市場の状況等を踏まえて、合理性の認められる範囲で、定量的に記述することとします。

ただし、雇用拡大メニューは事業主等を対象とするため、アウトカム(本事業による直接の効果としての地域求職者等の就職又は創業の人数)の把握が困難であることからアウトカム指標は設定せず、アウトプット指標のみを設定することとします。

また、新パッケージ事業の成果、経験等をその後に活かしていく予定、構想があれば、以下cによりその旨を記載してください。

a アウトプット指標

(a) 雇用拡大メニュー(事業主を対象とする事業)

事業を利用する企業の数(単位:社)

(b) 人材育成メニュー(地域求職者等を対象とする事業)

事業を利用する地域求職者等の人数(単位:人)

(c) 就職促進メニュー

事業を利用する地域求職者等の数(単位:人)

b アウトカム指標

人材育成メニュー及び就職促進メニューを利用する地域求職者等の就職者数又は創業者数（以下「就職者数等」という。単位：人）とします。

地域求職者等の就職者数等については、「常雇」、「常雇以外」の区分により、目標を設定することとします。

なお、本事業は地域求職者の就職促進を主たる目的としていることから、新規学卒者の就職者数等はアウトカム指標に含めないでください。

また、雇用拡大メニュー等事業主等を対象とする事業については、参考として、事業利用により企業において雇入れが見込まれる就職者数を記入してください。ただし、アウトカム指標には含めません。

○「常雇」、「常雇以外」の区分

常 雇：役員と一般常雇を合わせたもの。

役 員：会社、団体、公社などの役員（会社組織となっている商店などの経営者を含む。ただし創業者は除く。）

一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

常雇以外：臨時雇又は日雇

臨 時 雇：1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇：日々又は1ヶ月未満の契約で雇われている者

c 新パッケージ事業等実施期間終了後における地域の雇用創造に係る取組方針等

新パッケージ事業の成果・経験等を活かして、新パッケージ事業実施期間終了後における地域独自の雇用創造に係る取組方針（新パッケージ事業関連）を検討又は予定している場合は、できるだけ具体的に記述してください。

なお、パッケージ事業実施地域については、パッケージ事業の成果・経験等を踏まえて、地域独自の雇用創造に係る取組（パッケージ事業関連）を実施又は予定している場合は、具体的に記述してください。

例：雇用創造効果が特に高いと見込まれる〇〇人材育成事業については、新パッケージ事業が終了する平成〇年度より、市の事業として継続的に実施する予定。 など

(へ) 必要経費の積算

必要経費の積算については、事業の実施を希望する期間全体での予定額及び各年度ごとの予定額を記載するものとします。ただし、4（4）に記載した額の範囲内とします。18ページ「新パッケージ事業の経費積算に係る留意事項」に留意の上、各年度における必要経費の積算を31ページの様式により、提案書の末尾に添付してください。

ニ 事業構想提案書のすべてのページの下中央にページ番号を付けてください。

ホ 事業構想提案書の総ページ数は、概ね25ページ以内としてください。

(3) 問い合わせ及び相談

新パッケージ事業に係るお問い合わせは、労働局へお願いします。

また、労働局より、事業構想の立案等に係る助言を行いますので、御相談ください。

6 事業実施地域の選抜

(1) 実施地域の選抜

国は、提案された事業構想の中から雇用創造効果の高いものを選抜するため、有識者等で構成する「事業構想選抜・評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、各事業構想に基づく事業実施の可否について委員会に諮るものとします。

委員会においては、事業構想を以下の基準により審査し、事業内容が適切であり、かつ雇用創造効果が高いと見込まれるものを選抜するものとします。

なお、雇用情勢の地域差を踏まえ、8道県内の地域その他雇用情勢の特に厳しい地域に重点を置いて選抜します。また、地域における効果的な雇用創造を促進する観点から、関係省庁の連携による地域産業活性化など地域再生の取組を行う地域に配慮することとします。

(2) 選抜の基準

事業構想については、以下の基準で選抜されることとなります。

イ 地域の取組（12点）

市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いこと。

ロ 事業の内容（22点）

事業の内容が、イの地域の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、イの取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が求職者等に広く利用され、かつ設定した目標の実現可能性が高いこと。

ハ 雇用創造効果（16点）

適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれること。また就職者一人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的であること。

なお、1人当たり経費は金額が低いほど評価が高く、200万円を超えると失格となります。

（3）選抜結果の通知

国は、事業構想を提出した協議会に対し、労働局を通じて選抜結果を通知します。

その際、選抜された事業構想に係る協議会に対しては、必要に応じ、事業の内容の一部変更や事業の実施に係る条件を付すことがあります。

7 事業の委託

（1）委託契約の締結

選抜された事業構想については、原則として、地域再生計画の認定後速やかに協議会と国(都道府県労働局)が、地域雇用創造推進事業委託要綱に基づき委託契約を締結することになります。

なお、契約は事業構想に示された全期間（最大3年度間）にわたるものとすることができます。委託契約に係る詳細については、別途お知らせします。

なお、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案された事業構想の所要経費概算とは一致するものではありません。

（2）協議会以外の団体への事業委託

事業構想において、当該事業構想に係る事業の実施主体として協議会以外の団体が指定されている場合であって、以下の要件に照らして適当と認められるときは、国は、適当と認める範囲において、事業の全部又は一部を当該団体に直接委託するものとします。

- ① 当該団体が協議会の構成員であり、かつ、法人格を有する団体であること。
- ② 類似の事業における経験、実績、実施体制等からみて、当該団体が事業を行うことにより、一層効率的、効果的に実施できるものであること。
- ③ 当該団体において、適切な事業実施体制が整備されていること。
- ④ 協議会において、当該団体の適切な事業実施を確保するための管理体制が整備されていること。

（3）委託費の支払い

所定の手続を踏まえた上で、四半期ごとに委託費を支払うことができます。

(4) 会計法第29条の3の規定に準じた手続きの実施

委託契約を締結した協議会は、委託事業の実施に必要な売買、賃借、請負その他の契約（以下「売買契約等」という。）を締結する場合に、会計法第29条の3の規定に準じた手続きを行う必要があります。

具体的には、売買契約等を締結する場合に、原則として会計法第29条の3第1項に規定する競争に準じた手続きを行う必要があります、同法同条第4項又は第5項に規定する随意契約に準じた手続きを行う場合には、実施理由と相手方の選定理由を明確にし、なるべく2人以上の者から見積書を徴する必要があります。

8 事業評価

(1) 中間評価

協議会は、各年度ごと、別途通知する期限までに、事業の実施状況、雇用創造効果の見込みの達成状況等事業の実績及びそれに対する評価を盛り込んだ事業中間評価報告書を国に提出することになります。

(2) 中間評価に基づく事業継続の可否

イ 事業継続の可否に係る判断方法

事業の実施期間は最大3年度間ですが、各年度ごとに中間評価報告書の内容について委員会に諮った上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定するものとします。

また、事業を継続する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、必要に応じ、事業内容の一部を変更することや、事業実施に係る条件を付すことがあります。

なお、中間評価報告書における3月末現在の実績見込みに基づく評価の結果、翌年度の委託事業の継続が認められた場合であっても、3月末現在の実績が判明した結果、当初見込みから大きく乖離するなど事業の継続が適当でないと判断される場合には、その時点で委託の打ち切りを含めた委託内容の変更を行うこととします。

ロ 委託契約取り消しの要件

委託事業の取り消しの要件は、以下の①～③のとおりとし、いずれかに該当する場合は委託契約を取り消すこととします。

なお、以下の要件に該当しないことにより引き続き事業を実施する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、必要に応じて、当初の事業構想にある事業内容の一部変更や実施に係る条件を付す等の措置を講ずることがあります。

- ① 事業全体のアウトカム目標の5割を達成できない場合。
- ② 事業全体のアウトカム目標の9割を達成できず、かつ個別事業の全てについて、アウトカム目標の9割又はアウトプット目標の8割のいずれも達成できない場合。
- ③ 初年度、2年度目と2年度連続で、事業全体のアウトカム目標の9割を達成できない場合。

(3) 事業の実施結果の報告

協議会は、事業終了時（事業が終了した翌年度の4月10日まで）に事業実績報告書を提出することになります。また、事業の実施状況、雇用創造効果見込みの達成状況、それに対する評価を盛り込んだ事業実施評価報告書を別途通知する期限までに国に提出することになります。

9 その他

(1) パッケージ事業実施地域による本事業への提案に係る留意点

パッケージ事業終了地域が新パッケージ事業の事業構想を提案することは可能です。

ただし、選抜の公平性、国費の効果的・効率的活用の観点から、選抜に当たっては、6(2)の選抜基準に加えて、以下の①、②についても評価しますので留意してください。

① パッケージ事業における事業実施期間全体にかかる雇用創造目標の達成状況

② 新パッケージ事業の事業構想の内容が概ね新しい内容であると認められること。

新パッケージ事業の事業構想提出時には、パッケージ事業との変更点（事業名、地域重点分野、各事業ごとの内容、対象者、事業費等）が明らかとなるよう、詳細な新旧対照表を併せてご提出いただきます。

なお、パッケージ事業終了後に新パッケージ事業を提案する地域において、パッケージ事業での実施成果を踏まえて、地域独自で、雇用創造に資する雇用対策に主体的に取り組む場合は、一定の評価を行います。

(2) 新パッケージ事業の経費積算に係る留意事項

① 経費の根拠

基本的に10万円を超える高額な経費については、全てその根拠を示してください。なお、根拠としては、以下のようなものが想定されます。

- ・ 業者による見積もり
- ・ 業者等の料金表（カタログ、運賃等）
- ・ 同様の事業を行った際の実績（過去の同様のセミナー講師の謝金等）
- ・ 自治体又は経済団体による経費にかかる規程

② 管理費

イ 事業推進員

- ・ 自治体の給与規程等、人件費の根拠について示してください。
- ・ 諸税及び負担金にかかる料率については、以下の統一した率を用いてください。

(社会保険料)

健康保険料 0.041

介護保険料 (必要な場合のみ) 0.00565

児童手当 (必要な場合のみ) 0.0013

厚生年金保険料 (毎年度変更あり、平成21年度予算要求時における料率で積算のこと)

平成20年10月～平成21年9月まで 76.75/1,000

平成21年10月以降 78.52/1,000

(労働保険料)

雇用保険料 0.009

労災保険料 0.0045

石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金 0.00005

ロ 自動車のリース

原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができないと認められる場合にのみ、利用を認めるものです。

また、利用が認められる場合であっても、利用にあたっては必要最低限の車種及び台数での利用として、経費を積算してください。

ハ パソコン・OA機器

原則として、ソフトウェアも含めて、「リース」による利用とすることとし、特段の理由がない限り購入は認められません。

③ 事業費

イ 再委託における一般管理費等

個別事業において再委託を予定している場合には、再委託に係る経費について、具体的な経費の内訳が分かるように記載してください。また、再委託業者による見積もりの中で、具体的な経費の積み上げではなく、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で積み上げている場合がありますが、これらの方法による経費の計上は認められませんので、一般管理費として支弁する「具体的な経費」を積み上げた形で計上するよう再委託業者に依頼してください。

(セミナーを実施する場合の経費内訳の例)

講師謝金〇円、教材費〇円、会場使用料〇円 等

ロ 講師謝金の単価

研修内容に見合った講師謝金の単価を計上する必要があります。講師謝金が高額なものについては、どのような講師を依頼しようとしているか、カリキュラムを実施する上で必要なものかといった細部について確認する場合がありますので、その際にご対応をお願いします。

ハ 地域外への研修

地域外への研修については、効率的な経費の支弁という観点から、単なる視察レベルのものは対象外とし、具体的な知識・技術・ノウハウの修得を目的にしたもののみが対象となります。

また、受講者についても、地域内の全ての人材が対象となるのではなく、地域における中核的な人材であって、研修受講後には地域の指導者としての役割を果たす者を対象とし、その人数も1つの分野ごとに必要最小限（2～3名程度）としてください。

④ 消費税

消費税は、全ての経費に一括して課税した額を計上してください。

消費税＝契約金額（管理費+事業費の計）×0.05

(事業構想提案書 様式)

地域雇用創造推進事業 事業構想提案書

平成 年 月 日

厚生労働省職業安定局
地域雇用対策室長 殿

地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業(広域版の場合は(広域版)と記入してください。))について、以下のとおり提案します。

<事業タイトル>

事業の趣旨・目的を端的に表現したタイトルをつけてください。(例:「〇〇産業の振興を通じた雇用機会の増大」)

<事業の実施に係る地域>

新パッケージ事業の実施に係る区域の市町村名を記入してください。

協議会名

代表者 役職・氏名

印

住所 〒

連絡担当者 所属・役職・氏名

TEL: FAX:

E-mail

(1)

<〇〇協議会構成員一覧>

構成員	住所	担当者氏名・連絡先
(都道府県、市町村、 経済団体その他の団体 については団体名 及び代表者氏名、有 識者等の個人につい ては氏名及び肩書き を記入してください。)	〒	(団体については担当者の氏名 ・役職・TEL・FAX・E-mailを、 個人についてはTEL・FAX・E-mai lを記入してください。)

(2)

<事業構想>

タイトル

1 事業の趣旨・目的

地域の経済・産業の動向を踏まえ、新パッケージ事業で実施しようとする事業の趣旨・目的を簡潔に記述してください。

- ・
- ・
- ・
- ・

2 地域重点分野における地域の取組

(1) 地域重点分野の設定

同意地域雇用創造計画に定める地域重点分野を記載してください。

(2) 地域重点分野に係る産業の動向と今後の見通し

地域重点分野に係る産業の動向と今後の見通しについて、具体的なデータにより記述してください（例：観光産業であれば、当該地域を訪れた観光客数、宿泊者数、観光産業従業者数などのデータを記載。）。

(3) 地域独自に実施している取組とその成果の見込み

地域重点分野に係る取組（特に新パッケージ事業と一体的に実施する地域の産業及び経済の活性化その他雇用創造に資する取組。実施を予定している取組を含む。）の内容と成果（これまでの実績と今後の見込み）を記載してください。

① . . .

a 内容

b 実施主体

c 事業規模

d 成果

(a) これまでの実績

(b) 今後の見込み

② . . .

各取組項目ごとに、具体的内容（対象地域を含む）、実施主体、事業規模等を記述してください。

(4) 地域重点分野に係る実施体制

地域重点分野に係る関係者間の協働・連携状況等（地域関係者の主導的な取組の有無、官民パートナーシップの形成状況、産学官連携状況、キーパーソンやアドバイザーの存在等）を記述してください。

(5) 関係省庁連携による地域再生の取組

イ 地域再生総合プログラムに基づく支援措置

(イ) 地域の雇用再生プログラム支援措置

- a 事業名
- b 事業内容
- c 所管官庁
- d 事業実施期間（申請中又は申請予定の場合は、「〇年度実施について申請中（又は申請予定）」と記載）

(ロ) 地域の雇用再生プログラム以外の地域再生総合プログラムに基づく支援措置

- a 事業名
- b 事業内容
- c 所管官庁
- d 事業実施期間（申請中又は申請予定の場合は、「〇年度実施について申請中（又は申請予定）」と記載）

ロ 地域再生総合プログラムに基づく支援措置以外の省庁施策の活用

- a 事業名
- b 事業内容
- c 所管官庁
- d 事業開始時期（申請中又は申請予定の場合は、「〇年度実施について申請中（又は申請予定）」と記載）

3 雇用面における課題

・

2に掲げた取組を地域における雇用機会の拡大につなげて行く上での雇用面（人材確保・人材育成等）における課題を記述してください。

4 実施しようとする事業の内容

I 雇用拡大メニュー（事業主を対象とすること）

(1)

イ 事業内容

- ・
- ・
- ・

ロ 事業実施期間

ハ 事業実施主体

・

ニ 2の取組との連携方法

・

・

(2)

II 人材育成メニュー（地域求職者等を対象とすること）

(1) . . .

イ 事業内容

・

・

ロ 事業実施期間

ハ 事業実施主体

・

ニ 2の取組との連携方法

・

・

III 就職促進メニュー

(1) . . .

イ 事業内容

・

・

ロ 事業実施期間

ハ 事業実施主体

・

ニ 2の取組との連携方法

・

・

1 新パッケージ事業の実施を希望する期間中に実施する個別の事業全てを記述して下さい。

2 また、各事業項目（例えば、「中核的人材の招聘のための説明会の開催」）ごとに、事業の具体的内容、事業実施主体（現段階で再委託が想定される相手先の名称を記載して下さい。）、事業実施期間、2の取組のいずれか又は全部との連携方法（3の課題をどのように解決するのかを含む）を記述して下さい。

※ 特に、個別事業の趣旨のみで内容を記載していないものが多数見受けられます。実施しようとする事業の内容を具体的に記載して下さい。

実施メニューの中のセミナー類については、日数(又は時間数)、回数、受講者数が分かるように記載してください。(分量が多くなる場合は、積算根拠に書いていただければ結構です。)

3 複数のセミナーのコースを大きくくりにして一つのメニューにしている場合、複数のコースがセットになっているのか、それぞれが独立したコースなのかが分かるようにしてください。

4 また、事業の内容欄に書かれていないことが、「事業経費積算」に出てくることがないようにご注意ください。

(メニュー数が非常に多い場合、事細かに全部網羅しなくとも構いませんが、「〇〇研修には、〇〇、〇〇、〇〇に関する全〇コースが含まれる」、ということが分かるように記載してください。)

※ ただし、アウトプット、アウトカム、積算はメニューごとに事細かに全てを網羅して記載して下さい。

アウトプット、アウトカムの比較は、「5 事業実施による効果」の「(3) アウトプット・アウトカム指数の比較表」により把握します。

特に、例えば、個別事業メニューにおいて、「アウトプットを上回るアウトカムの指標を設定しているケース」が散見されます。事業実施構想上、想定され得ませんのでご注意ください。

5 事業実施による効果

(1) アウトプット指標 (毎年度ごとに事業を利用した企業数、求職者の人数を記載。)

イ 雇用拡大メニュー (利用企業数)

①	1年度目	社
②	2年度目	社
③	3年度目	社
	合計	社

ロ 人材育成メニュー (利用者数)

①	1年度目	人【地域求職者	人、在職者	人】
②	2年度目	人【地域求職者	人、在職者	人】
③	3年度目	人【地域求職者	人、在職者	人】
	合計	人【地域求職者	人、在職者	人】

ハ 就職促進メニュー

①	1年度目	人【地域求職者	人、在職者	人】
②	2年度目	人【地域求職者	人、在職者	人】
③	3年度目	人【地域求職者	人、在職者	人】
	合計	人【地域求職者	人、在職者	人】

(アウトプット指標の内訳)

		アウ ト プ ッ ト				アウトプット 指標設定の根 拠
		1年度目	2年度目	3年度目	合計	
イ 雇用拡大メニュー ・◇◇事業 ・××事業		社	社	社	社	
		社	社	社	社	
ロ 人材育成メニュー ・〇〇事業		人	人	人	人	
		(地域求職者 在職者) 人 人	(地域求職者 在職者) 人 人	(地域求職者 在職者) 人 人	(地域求職者 在職者) 人 人	
ハ 就職促進メニュー ・△△事業 ・		人	人	人	人	
		(地域求職者 在職者) 人 人	(地域求職者 在職者) 人 人	(地域求職者 在職者) 人 人	(地域求職者 在職者) 人 人	
合 計	イ 雇用拡大 メニュー	社	社	社	社	
	ロ 人材育成 メニュー	人 (地域求職者 在職者) 人 人	人 (地域求職者 在職者) 人 人	人 (地域求職者 在職者) 人 人	人 (地域求職者 在職者) 人 人	
	ハ 就職促進 メニュー	人 (地域求職者 在職者) 人 人	人 (地域求職者 在職者) 人 人	人 (地域求職者 在職者) 人 人	人 (地域求職者 在職者) 人 人	

ロ、ハの全ての事業にかかるアウトプット指標（利用求職者数）について、地域求職者と在職者に区分して数値を設定してください。

○ アウトプット指標設定の根拠

「地域重点分野該当企業数の〇%」、「管轄ハローワークの求職者数の〇%」、「当該地域の失業者数の〇%」とするなど、アウトプット指標の設定の根拠をできる限り具体的に記述してください。

(2) アウトカム指標

事業を利用した地域求職者等のうち、就職者数又は創業者数をアウトカム指標とします。

なお、雇用拡大メニュー(事業主を対象とする事業)については、アウトカム指標を設定できません。したがって、事業利用企業による雇入れ数をアウトカム指標とすることはできません。

また、新規学卒者の就職者数もアウトカム指標に含めることはできないので留意してください。

- ① 1年度目 人(常雇 人、常雇以外 人、創業者 人)
 ② 2年度目 人(常雇 人、常雇以外 人、創業者 人)
 ③ 3年度目 人(常雇 人、常雇以外 人、創業者 人)
- 合計 人(常雇 人、常雇以外 人、創業者 人)

(アウトカム指標の内訳)

		アウ ト カ ム				アウトカム指標設定の根拠
		1年度目	2年度目	3年度目	合計	
ロ	人材育成メニュー ・〇〇事業	常雇 人 常雇以外 人 創業者 人				
ハ	就職促進メニュー ・△△事業	常雇 人 常雇以外 人 創業者 人				
合計	ロ 人材育成メニュー	常雇 人 常雇以外 人 創業者 人				
	ハ 就職促進メニュー	常雇 人 常雇以外 人 創業者 人				

* 雇用拡大メニューにおける参考就職者数（アウトカム指標及び事業評価の対象外）

	参 考 就 職 者 数				備考（特記すべきことがあれば記入すること）
	1年度目	2年度目	3年度目	合計	
イ 雇用拡大メニュー ・〇〇事業	人 常雇 人 常雇以外 人 創業者 人	人 常雇 人 常雇以外 人 創業者 人	人 常雇 人 常雇以外 人 創業者 人	人 常雇 人 常雇以外 人 創業者 人	

ロ、ハの全ての事業について、常用労働者、常用労働者以外、創業者の区分ごとのアウトカム指標を設定してください。

- アウトカム指標設定の根拠
 - ・ 常用労働者数等にかかる指標設定の根拠

「管轄ハローワークにおける常用労働者就職件数の〇%」、「地域重点分野該当企業〇箇所において〇人ずつ常用労働者を、△人ずつ非常用労働者を雇用」、「進出が確実視される地域重点分野該当誘致企業において、新たに常用労働者〇人、非常用労働者△人雇用」、「平成◇◇年度における市町村内創業実績〇名の△倍を毎年度の創業者目標とする」など、根拠をできる限り具体的に記述してください。

- 地域求職者等の主な就職予定先：

「2 地域重点分野における地域の取組」の「(1)地域重点分野の設定」において設定した地域重点分野ごとに、地域求職者等の就職先をより具体的に記述してください。

- 地域求職者等の主な創業分野：

- アウトカムのデータ把握方法

各事業を利用した求職者等へのアンケートの実施等、データ把握方法を「地域雇用創造推進事業 事業利用者アンケート調査票例」（参考資料3。○頁参照）の添付等により具体的に記述してください。

(3) アウトプット・アウトカム指標の比較表

地域名：〇〇市、〇〇町

		アウトプット指標				アウトカム指標				
		1年目	2年目	3年目	計	1年目	2年目	3年目	計	
雇用拡大メニュー	小計	5社	11社	9社	25社	小計	13	29	24	66
(1) 〇〇〇〇〇〇事業		4	10	8	22		10	25	20	55
① 〇〇〇〇〇〇事業		4	4	2	10		10	10	5	25
② 〇〇〇〇〇〇事業		0	6	6	12		0	15	15	30
(2) 〇〇〇〇〇〇事業		1	1	1	3		3	4	4	11
		雇用拡大メニューのアウトカムは参考値として記入。(合計には含まない)								
人材育成メニュー	小計	87人	127人	127人	341人	小計	21人	29人	31人	81人
人材育成メニューの小計	求職者	70	102	82	254	常用雇用	9	14	15	38
	在職者	17	25	25	67	常雇以外 創業	10	14	14	38
(1) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	18人	20人	20人	58人	小計	4人	5人	6人	15人
	求職者	15	17	17	49	常用雇用	3	3	4	10
	在職者	3	3	3	9	常雇以外 創業	1	2	1	4
(2) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	27人	51人	51人	129人	小計	5人	11人	11人	27人
	求職者	22	42	22	86	常用雇用	1	5	5	11
	在職者	5	9	9	23	常雇以外 創業	4	6	6	16
						創業	0	0	0	0
① 〇〇〇〇〇〇セミナー	小計	15人	15人	15人	45人	小計	3人	4人	4人	11人
	求職者	12	12	12	36	常用雇用		1	1	2
	在職者	3	3	3	9	常雇以外 創業	3	3	3	9
② 〇〇〇〇〇〇セミナー	小計	12人	23人	23人	58人	小計	2人	4人	4人	10人
	求職者	10	20	20	50	常用雇用	1	3	3	7
	在職者	2	3	3	8	常雇以外 創業	1	1	1	3
③ 〇〇〇〇〇〇セミナー	小計	0人	13人	13人	26人	小計	0人	3人	3人	6人
	求職者		10	10	20	常用雇用		1	1	2
	在職者		3	3	6	常雇以外 創業		2	2	4
(3) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	18人	18人	18人	54人	小計	4人	4人	5人	13人
	求職者	13	13	13	39	常用雇用				
	在職者	5	5	5	15	常雇以外 創業	2	3	4	9
(4) 〇〇〇〇〇〇事業	小計	24人	38人	38人	100人	小計	8人	9人	9人	26人
	求職者	20	30	30	80	常用雇用	5	6	6	17
	在職者	4	8	8	20	常雇以外 創業	3	3	3	9
就職促進メニュー	小計	50人	90人	90人	230人	小計	6人	12人	11人	29人
	求職者	40	80	80	200	常用雇用	4	7	9	20
	在職者	10	10	10	30	常雇以外 創業	2	5	2	9
(1) UIターン説明会	小計	50人	90人	90人	230人	小計	6人	12人	11人	29人
	求職者	40	80	80	200	常用雇用	4	7	9	20
	在職者	10	10	10	30	常雇以外 創業	2	5	2	9
(2) ホームページ開設	小計	-	-	-	-	小計	-	-	-	-
	求職者					常用雇用				
	在職者					常雇以外 創業				
合計	合計	5社	11社	9社	25社	合計	27人	41人	42人	110人
	合計	137人	127人	217人	481人	合計	27人	41人	42人	110人
	求職者	110	102	162	374	常用雇用	13	21	24	58
	在職者	27	25	35	87	常雇以外 創業	12	19	16	47
						創業	2	1	2	5

1 アウトプット及びアウトカムの設定については、個別の事業の各メニューごとに、(各セミナー、各講座ごとに) 詳細にアウトプット指標及びアウトカム指標を設定してください。

ただし、ホームページ、チラシ、広報紙等、単なる周知広報には、アウトプット、アウトカムは設定しないでください。

2 アウトプット、アウトカムの重複について、アウトプットは重複があり得ますが(同じ人が複数の事業に参加する場合)、アウトカムでは重複はありません。

※ 別々のセミナーを「たまたま」同じ人が受講し、その後、就職する場合を想定するならば、各セミナーに按分して割り振るか、どちらかに寄せるかすること。

初めから一連のセミナーとしてカリキュラムが設定されている場合は、一つのメニューとしてまとめた形でアウトカムを設定すること。

(4) 新パッケージ事業等実施期間終了後における地域の雇用創造に係る取組方針等

イ 新パッケージ事業実施期間終了後における地域独自の雇用創造に係る取組方針

ロ パッケージ事業実施期間終了後における地域独自の雇用創造に係る取組又は取組予定 (パッケージ事業実施地域のみ記述)

該当する地域独自の雇用創造に向けた取組について、事業名、事業概要、予算規模、事業開始(予定)時期を具体的に記述してください。

6 必要経費の概算(予定額)

〇〇〇千円(1年度目〇〇千円、2年度目〇〇千円、3年度目〇〇千円)

事業の実施を希望する期間全体での予定額及び各年度の予定額を記載してください。

(・)

事業構想必要経費積算（平成〇〇年度分）

委託事業経費	委託費の額	備考
<p>1 管理費</p> <p>(1)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(2)</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>2 事業費</p> <p>(1)雇用拡大メニュー</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(2)人材育成メニュー</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(3)就職促進メニュー</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>3 消費税</p>	<p>千円</p>	

(・)

地域雇用創造推進事業(〇〇協議会)事業構想要約版

「 (事 業 タ イ ト ル) 」

1 協議会構成員		
2 新パッケージ事業の実施に係る地域		
3 事業の趣旨・目的		
4 地域重点分野に係る地域の取組		
(1) 地域重点分野の設定		
(2) 地域重点分野に係る産業の動向と今後の見通し		
(3) 地域独自に実施している取組とその成果の見込み		
取組の概要	実施主体	成 果
(4) 地域重点分野に係る関係者間の実施体制		
(5) 関係省庁による地域再生の取組		
イ 地域再生総合プログラムに基づく支援措置		
(イ) 地域の雇用再生プログラム支援措置		
(ロ) 地域雇用再生プログラム以外の地域再生総合プログラムに基づく支援措置		
(2) 地域再生総合プログラムに基づく支援措置以外の省庁施策の活用		

5 雇用面における課題	

6 実施しようとする事業の内容及び4の取組との連携方法	
内容	連携方法
I 雇用拡大メニュー	
・	
・	
II 人材育成メニュー	
・	
・	
III 就職促進メニュー	
・	
・	
7 事業実施による効果（アウトカム指標）	

〇〇〇名（常雇 〇〇名、常雇以外〇〇名、創業者〇〇名）	
1年度目 〇〇〇名	
	（常雇〇〇名、常雇以外〇〇名、創業者〇〇名）
2年度目 〇〇〇名	
	（常雇〇〇名、常雇以外〇〇名、創業者〇〇名）
3年度 〇〇〇名	
	（常雇〇〇名、常雇以外〇〇名、創業者〇〇名）
8 必要経費の概算（予定額）	

〇〇〇千円	
（1年度目 〇〇〇千円、2年度目 〇〇〇千円、3年度目 〇〇〇千円）	

〇〇〇〇地域雇用創造協議会規約（例）

第1章 総則

（名称）

第1条 本協議会は、〇〇〇〇地域雇用創造協議会と称する。

（事務所）

第2条 本協議会は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地に置く。

2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 本協議会は、会員である市町村の区域において、市町村や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的取組と相まって、その取組の雇用創造効果を高める事業を実施し、当該地域の雇用構造の改善を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、地域雇用創造推進事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

（会員）

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

(1) 〇〇県（広域版は必須）

(2) 〇〇市町村

(3) 〇〇〇〇会

(4) 〇〇〇〇会

(5) 〇〇〇〇

：

：

() 〇〇〇〇

第3章 役員

（代表）

第6条 本協議会に、1名の代表を置く。

2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

（監事）

第7条 本協議会に、〇名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 代表及び監事は総会において選出する。

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、代表が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、全会員の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、全会員の賛成をもって決する。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が、署名、押印をしなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

(1) 事業計画案の策定

(2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項

(3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に随時開催する。

第6章 財産及び会計等

(財産)

第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会において、全会員の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、全会員の議決を得なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第20条 この規約は、総会において、全会員の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第21条 本協議会は、総会において、全会員の議決を得て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書は、本協議会の構成員となっている〇〇市町村(又は〇〇県)が、5ヶ年の間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第22条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において、全会員の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第23条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事業推進員及び会計事務責任者を置く。

3 事業推進員及び会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

第24条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかななければならない。

(1) 本規約

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第9章 補足

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

- 1 この規約は、本協議会が設立された日から施行する。

地域雇用創造推進事業に係る会計事務取扱規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇〇〇協議会（以下「協議会」という。）が、地域雇用創造推進事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費として交付を受けた委託費（以下「委託費」という。）に係る会計事務に関し必要な事項を定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

（予算）

第2条 事業に係る予算は、委託費をもってあてることとする。

2 事業に係る予算に委託費以外のものがある場合には、委託費と区分して経理しなければならない。

（会計事務責任者）

第3条 会計事務責任者は、協議会規約に基づき任命された者とする。

2 会計事務責任者は、必要があると認めるときは、出納者及び補助者を任命して、会計事務の一部を行わせることができる。

（委託費の受入口座）

第4条 会計事務責任者は、〇〇銀行〇〇支店に代表名義の口座を開設し、その口座に委託費を受け入れるものとする。

2 受入口座の名義は、必ず協議会の名称及び前項の職名を含むものとする。

（支出事務）

第5条 会計事務責任者は、予算の範囲内において、支出決議書により支出決議を行うものとする。

2 支出決議された債務は、速やかに支払うものとし、支払方法は銀行振込とする。ただし、必要と認められる事情がある場合は現金払とする。

（帳簿）

第6条 会計事務責任者は、現金出納簿、科目整理簿及び物品管理簿を備え付け、会計事務の執行状況及び物品の在庫状況を記録、計算、整理し、実績を明らかにしておくものとする。

（その他）

第7条 この規程で定めるもののほか、会計事務処理上必要な事項については、協議会の総会の議決を経て、協議会の代表が別に定めるものとする。

付則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

地域雇用創造推進事業 事業利用者アンケート票 例

この度は、〇〇協議会が厚生労働省より受託し実施している地域雇用創造推進事業(以下「事業」という。)につきまして、ご利用いただきありがとうございます。

さて、このアンケート調査は、本事業の委託者である厚生労働省に対し、本協議会の事業成果(利用者の就職実績等)を報告する他、本事業の内容の向上に役立てる目的で実施するものです。

お手数ですが、下記アンケート票記入へのご協力をいただきますよう、お願いいたします。ご不明の点は、下記問い合わせ先あてにご連絡ください。

なお、本アンケート調査票は、集計結果を厚生労働省への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。また氏名や就職先等の個人情報については、厳重な管理を行って本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

問い合わせ先 〇〇協議会 事業推進員 〇〇 電話 FAX

記

氏 名	
-----	--

1 利用した事業メニュー名

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 〇〇人材育成事業
- ② △△職場体験講習
- ・
- ・
- ・

2 現在の住所・勤務地

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 〇〇市内居住
- ② 〇〇市内企業等に勤務
- ③ 〇〇市外居住だが、今後〇〇市へのU・Iターンを希望
- ④ その他

3 事業を利用した目的

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 求職中で、企業への就職を希望

- ② 求職中で、創業を希望
- ③ 在職中で、他企業への就職を希望
- ④ 在職中で、創業を希望
- ⑤ 在職中で、転職や創業は希望しないものの、スキルアップを希望
- ⑥ その他

4 事業利用後の現在の就職状況等

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 企業等へ就職
- ② 求職中
- ③ 創業
- ④ 創業準備中
- ⑤ 訓練等受講中
- ⑥ 同一企業で雇用継続中
- ⑦ その他

5 4で①に○をつけた方（「企業等へ就職」）は以下の質問にお答えください。

(1) 該当する雇用形態にかかる番号を○で囲んでください。

- ① 1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている
- ② ①以外

(2) 差し支えなければ、就職先企業名をご記入ください。

()

6 4で③に○をつけた方（「創業」）は以下の質問にお答えください。

(1) どのような分野での創業を行ったのかご記入ください。

()

(記入例：法人向け配食サービス)

(2) 現在時点での雇用している人の有無について該当する番号を○で囲んでください。なお、「① 有り」に該当する場合は、雇用している人数もご記入ください。

① 有り（雇用している人数)

② 無し

7 本事業を活用した感想・意見

ご協力ありがとうございました。

地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）Q & A

【総論】

（事業趣旨）

- Q 1 この事業の趣旨を教えてください。
- Q 2 委託事業なのにメニューは決まっていないのですか。

（対象地域）

- Q 3 事業を実施できる地域はどのような地域ですか。また、複数の市町村が一つの地域として事業を実施してもよいのですか。
- Q 4 自発雇用創造地域とは具体的にどのような地域ですか。
- Q 5 複数の市町村にまたがった地域で事業を実施したいのですが、隣り合っている必要はありますか。また、県をまたいで実施してはだめですか。

（地域再生計画）

- Q 6 地域再生計画の認定を受けていない地域は、新パッケージ事業は実施できないのですか。

（提案・実施主体）

- Q 7 都道府県が、パッケージ事業の実施主体となることはできますか。
- Q 8 事業の提案を行う主体と実施する主体が異なってもよいのですか。

（地域の取組）

- Q 9 地域において地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組を市町村及び地元経済界が実施していないとだめなのですか。
- Q 10 地域における既存事業と重複する事業は、新パッケージ事業の対象とはならないとされていますが、既存の事業に上乘せする場合は対象になりますか。
- Q 11 新パッケージ事業終了後の取組方針が未定です。記入しなくてもよいでしょうか。

（実施期間）

- Q 12 新パッケージ事業を実施できる期間は決まっているのですか。
- Q 13 新パッケージ事業の構想が採択されると、最大3年間、自動的に事業が実施できるのですか。

【協議会】

（協議会構成）

- Q 14 協議会には、地元の市町村や経済団体が参加しないといけないのでしょうか。また、県や地域外からの専門家等が協議会に参加してもよいのでしょうか。
- Q 15 「その他の有識者」とはどのような人が想定されているのですか。

Q 1 6 協議会に地域内の市町村や経済団体のほか、地域外の商工団体等が参加してもよいですか。

(事業再委託)

Q 1 7 協議会が事業をすべて実施しなければならないのですか。再委託はできないのですか。

Q 1 8 各事業メニューについて、再委託できるとのことですが、随意契約としてよいですか。

(協議会兼業)

Q 1 9 協議会で、委託事業以外の事業を実施してもかまいませんか。

【事業内容】

(事業内容の範囲)

Q 2 0 事業内容については、雇用面での取組であれば、どのようなものでもよいのですか。

Q 2 1 事業内容として、例えば調査研究事業を実施することはできますか。

(創業者対象の事業内容の範囲)

Q 2 2 新パッケージ事業では、創業者への支援策として、どの範囲まで事業内容に含めることができるのでしょうか。

(職業紹介)

Q 2 3 事業内容として、例えば、職業紹介を行うことはできますか。

(事業対象者)

Q 2 4 新パッケージ事業の事業利用対象者の範囲を教えてください。

Q 2 5 新規学卒者は事業評価の対象に含まれないとのことですが、事業の対象にもできないのでしょうか。

(事業推進員)

Q 2 6 「事業推進員」の行う業務とはどのようなものですか。

【委託費】

Q 2 7 委託事業の選抜数や委託額の上限はあるのですか。

Q 2 8 委託費の対象とすることができるのは、どのような経費ですか。

Q 2 9 研修等の講師を常勤とすることは可能ですか。

Q 3 0 協議会の開催に係る経費を新パッケージ事業の対象としてもよいのですか。

Q 3 1 当該地域は、公共交通機関が十分整備されておらず、通常の移動手段は自動車となっています。事業を実施するために使用する自動車(廉価な中古車)を購入することができますか。

【事業選抜】

(選抜基準)

Q 3 2 選抜基準はどのようなものですか。

(委託の範囲)

Q 3 3 提案した事業の一部のみ委託されることもあるのですか。

【事業評価等】

(雇用創造目標設定)

Q 3 4 地域には地場企業が少ない上、企業誘致も不調であることから、個人による創業が地域における雇用創造の中心と考えています。雇用創造目標の設定に際し、個人による創業数はどの程度まで認められますか。

Q 3 5 高度な技術を習得させる研修のため、長期の研修（1年間）を予定しています。このため、就職が2年度目となり、初年度に就職などのアウトカムを出すことができません。当該事業については、アウトカム目標を2年度目から設定し、初年度分をゼロとしてもよいでしょうか。

(実績の把握方法)

Q 3 6 アウトカムの把握はどのようにして行えばよいでしょうか。

(事業評価)

Q 3 7 雇用創造目標の設定と、事業評価との関係を教えてください。

(事業評価と事業の継続)

Q 3 8 雇用創造目標の達成度と事業の継続の可否について教えてください。

(事業追加)

Q 3 9 選抜された事業構想の内容に加えて、新しい事業メニューを事業実施期間中に加えることは可能ですか。

【広域版パッケージ事業】

Q 4 0 従来の新パッケージ事業との違いを教えてください。

Q 4 1 2以上の関係市町村のイメージを教えてください。

【その他】

(パッケージ実施地域)

Q 4 2 パッケージ事業の終了に伴い、新パッケージ事業にも事業構想を提案したいと思います。提案に際して、どのような点に留意する必要がありますか。

(事業構想策定等への支援)

Q 4 3 事業構想の策定にあたり、何か特別な支援を受けることはできるでしょうか。

Q 4 4 新パッケージ事業と一緒に、地域再生計画支援措置等、他省庁の施策を活用することで、雇用創造効果を高めていきたいと思いますが、どちらに相談すればよいでしょうか。

Q 4 5 地域で各種振興策を講じた新しい産業分野について、新パッケージ事業により、地域求職者に対して人材育成を実施し、就職又は個人創業を促進した

いと考えています。しかし、新しい産業分野であり、他地域にもあまり例がないことから、効果的な人材育成方法や就職や個人創業の実績の見込みがわかりません。このような新しい雇用創造の取組を検討する場合に、何か支援は受けられるのでしょうか。

【総論】

(事業趣旨)

Q 1 この事業の趣旨を教えてください。

A 1 雇用失業情勢は全国的には改善しているものの、地域間の格差は依然として生じているところです。

地域を取り巻く環境等は様々であることから、地域の雇用創造については、国による全国一律的な支援に加え、意欲のある地域による自主的・創意工夫のある取り組みが効果的であると考えられます。

こうした観点から、政府全体としても「地域が自ら考え、国がこれを支援する」という「地域再生」の取り組みが実施されてきたところです。地域雇用対策についてもこの流れを受け、雇用情勢が厳しく、かつ雇用機会の創出に向けた意欲の高い地域への支援の充実等を内容とする地域雇用開発促進法の改正が行われているところであり、本事業は同法に基づく自発雇用創造地域における支援策として実施されるものです。

本事業では、雇用創造に自発的に取り組む地域から提案された雇用対策の事業についてコンテスト方式による審査を実施し、雇用創造効果が高いものを選抜します。選ばれた事業を提案した地域に対して、当該事業の実施を委託し、地域の自主的な取り組みを支援しようとするものです。

Q 2 委託事業なのにメニューは決まっていないのですか。

A 2 この事業は委託事業ではありますが、

- ① 地域ごとに問題点が異なっていること
- ② それぞれの地域における地域経済の活性化や雇用機会の創出に資する地域再生のための具体的な取組と一体となって実施することにより雇用創造効果が高まること

から、予め定型的なメニューを決めていません。

可能な限り地域の創意工夫を活かすことができるよう、地域からの提案を重視した事業となっています。ただし、雇用創造効果がある取組に限られます。

(対象地域)

Q 3 事業を実施できる地域はどのような地域ですか。また、複数の市町村が一つの地域として事業を実施してもよいのですか。

A 3 この事業を実施できる地域は、以下の2つの条件のいずれも満たすことが必要です。

- ① 地域雇用開発促進法に規定する自発雇用創造地域であること。
- ② 地域雇用創造推進事業にかかる地域再生計画の認定（変更申請の認定を含む）を受けていること

また、複数の市町村が一つの地域として本事業を実施する場合は、共同して一つの地域雇用創造計画を策定し、国の同意を受けることが必要です。

Q 4 自発雇用創造地域とは、具体的にどのような地域ですか。

A 4 過去3年及び過去1年の有効求人倍率が全国平均以下（全国平均が1を上回る場合は1）の地域です。

Q 5 複数の市町村にまたがった地域で事業を実施したいのですが、隣り合っている必要はありますか。また、県をまたいで実施してはだめですか。

A 5 必ずしも地理的に隣接している必要はなく、複数の県又は市町村にまたがる地域が共同して地域雇用創造計画を策定し、国からの同意を受ければ可能です。

対象地域を一体として対策を講ずるものですので、隣接した地域を想定していますが、それ以外のケースを排除するものではありません。具体的なケースについては都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

（地域再生計画）

Q 6 地域再生計画の認定を受けていない地域は、新パッケージ事業は実施できないのですか。

A 6 新パッケージ事業を実施できるのは、新パッケージ事業の活用を内容に盛り込んだ地域再生計画を策定し、その計画について内閣総理大臣の認定を受けている地域です。

したがって、地域再生計画の認定を受けていない地域はもちろん、既に地域提案型雇用創造促進事業（以下「パッケージ事業」という。）の活用等により地域再生計画の認定を受けている地域にあっても、新パッケージ事業を実施する場合は、当該計画の変更認定申請を行う必要があります。

スケジュールとしては、新パッケージ事業の提案時に、新パッケージ事業の活用を盛り込んだ地域再生計画案を提出し、正式な認定後に委託契約を結び、事業を実施することになります。

（提案・実施主体）

Q 7 都道府県が新パッケージ事業の提案主体、実施主体となることはできますか。

A 7 新パッケージ事業は市町村レベルでの自主的かつ地域一体となった取組みを支援するものであることから、原則として都道府県が主体になることはできません。

（ただし、広域版パッケージ事業（都道府県が中心となり広域の地域において中小企業の雇用高度化に取り組む場合）を除く。）

あくまでも、事業の実施を希望する地域の市町村、経済団体等を構成員とする協議会（又はその設立準備会議）が事業を提案することとなっています。

したがって、当該地域の市町村は参加せず、都道府県だけが参加した協議会が事業を提案することはできませんが、当該地域の市町村、経済団体等が参加した上で都道府県が協議会の構成員の一員となり、構想を提案することは可能です。

また、新パッケージ事業の活用を盛り込む地域再生計画についても、市町村が策定する地域再生計画に都道府県が参加することは可能ですが、都道府県のみが主体となって策定した地域再生計画をもって、新パッケージ事業を認めることはできま

せん。

また、新パッケージ事業の実施主体は、協議会又は協議会の指定する民間団体等となっています。したがって、都道府県が協議会の一員として事業の実施に関わることは可能です。

Q 8 事業の提案を行う主体と実施する主体が異なってもよいのですか。

A 8 この事業は、提案公募型の委託事業であり、雇用創造に自発的に取り組む地域から提案された雇用対策の事業構想のうち、雇用創造効果が高いものを選抜し、事業を委託するものです。

したがって、事業の実施に当たっては、提案主体である協議会が自ら事業を実施する場合はもちろん、再委託等により他の団体等が事業を実施する場合にあっても、全体的な管理は協議会が行うこととなります。

このような観点から、事業の提案を行う主体と実施する主体が全く無関係であることは認められません。

したがって、新パッケージ事業として実施する取組みについてのアイデアがある方々は、この事業を提案・実施しようとする意欲のある地域の市町村、経済団体等にアイデアを提供していただくようお願いします。

(地域の取組)

Q 9 地域において地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組を市町村及び地元経済界が実施していないとだめなのですか。

A 9 新パッケージ事業の対象地域は、同意地域雇用創造計画に定める地域重点分野にかかる地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組（産業振興施策等）が行われている地域に限ります。また、新パッケージ事業の構想に盛り込まれる各事業についても、これらの地域における地域再生の取組が実施されていることが必要です。

なお、取組の直接の実施主体が市町村又は地元経済界のいずれかのみであっても、問題ありません。また、県や国の補助金を得て実施している取組や県と共同で実施している取組でも構いません。

Q 10 地域における既存事業と重複する事業は、新パッケージ事業の対象とはならないとされていますが、既存の事業に上乘せする場合は対象になりますか？

A 10 地域における既存事業の単なる振り替えや人員等の量的な拡大にとどまらない新たな事業内容と認められるものであり、かつ新パッケージ事業の趣旨に合致する事業であれば、新パッケージ事業の対象とすることは可能です。

Q 11 新パッケージ事業終了後の取組方針が未定です。記入しなくてもよいでしょうか。

A 11 本事業は事業実施期間を最大3年度間とすることにより、地域の創意工夫と各種施策との連携のもとに、中長期的な雇用創造の取組を地域が主体的に実施することについて、国として支援を行うものです。

ところで本事業の対象地域について雇用情勢が一定程度厳しいことを要件としていることに鑑みると、事業実施期間後においても、新パッケージ事業での実施成果を踏まえて、地域で主体的に雇用創造に資する雇用対策の取組を継続して実施することが望ましいことから、地域における主体的な雇用創造の取組方針が定められている場合には記載してください。

(実施期間)

Q 1 2 新パッケージ事業を実施できる期間は決まっていますか。

A 1 2 新パッケージ事業は、一つの地域につき、最高3年度間実施することができます。なお、上記の扱いは、新パッケージ事業に限られるものであり、パッケージ事業の事業実施期間は新パッケージ事業の事業実施期間に含まれません。

Q 1 3 新パッケージ事業の構想が採択されると、最大3年度間、自動的に事業が実施できるのですか。

A 1 3 新パッケージ事業は最大3年度間実施可能ですが、各年度ごとに中間評価を実施します。したがって、3年度間の委託期間中であっても、各年度ごとの中間評価の時点で、3年度間の委託事業終了時に雇用創出目標数の達成可能性が低いと判断される場合には、翌年度以降について契約は解除され、事業の実施は出来なくなります。詳細はQ 3 8を参照してください。

【協議会】

(協議会構成)

Q 1 4 地域雇用創造協議会には、地元の市町村や経済団体が参加しないといけないのでしょうか。また、県や地域外からの専門家等が協議会に参加してもよいのでしょうか。

A 1 4 この事業は、地元の力を結集させ、一致協力して取り組んでいただくことを前提としています。

したがって、同意地域雇用創造計画に定める地域雇用創造協議会については、地元の市町村及び経済界の参加は絶対条件としています（広域版においては都道府県も）。地域に複数の経済団体がある場合、協議会にすべての団体が参加する必要はありませんが、地域重点分野に関連の深い主要団体の参加は必要です。

また、協議会は、地元の市町村及び経済界の参加を絶対条件としていますが、県や地域のNPO、労働組合、地域外からの専門家等の参加は可能であり、地域外からも広く協力者を得て、実効性のある事業の実施を目指すことが望ましいです。

ただし、厚生労働省が所管する委託事業のため、都道府県労働局やハローワークが協議会に委員として参加することはできません。

Q 1 5 「その他の有識者」とはどのような人が想定されているのですか。

A 1 5 協議会については、当該地域の市町村及び経済団体だけでなく、当該地域の産業開発・振興及び雇用創造について専門的な見地を有する者が参加することにより、一層実効のある事業が企画・運営されることが必要であると考えています。

したがって、そのような専門性を有する者を「その他有識者」として協議会の構成員とすることとしていますが、それぞれの協議会において、どのような者を「その他有識者」とするかについての制限はありません。

学識経験者、NPO、労働組合、民間シンクタンク、他地域での雇用創造にかかわる実践者等が「その他有識者」の例として考えられますが、これ以外の者であっても差し支えありません。

Q 1 6 協議会に地域内の市町村や経済団体のほか、地域外の商工団体等が参加してもよいですか。

A 1 6 新パッケージ事業の実施やその前提となる地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の推進に当たって、何らかの関連を持つ団体であれば結構です。

例えば、当該市町村を含む広い範囲の求職者を対象とした研修を実施している商工団体が参加することは差し支えありません。

(事業再委託)

Q 1 7 協議会が事業をすべて実施しなければならないのですか。再委託はできないのですか。

A 1 7 例えば、いわゆる事業の「丸投げ」といった協議会が形骸化するような再委託はできませんが、協議会において、基本的な事業の企画・立案や実施事業の進行管理を行っていただければ、民間企業等への再委託は可能です。ただし再委託に当たっては、地域雇用創造推進事業委託要綱に基づき、国による承認を受ける必要があります。

また、事業構想の提案の際に、特定の民間団体等を事業実施主体として指定するなど、募集要項 7 (2)「協議会以外の団体への事業委託」の要件に該当する場合には、当該団体が事業の全体又は一部を国から直接委託され、事業を実施することも可能です。ただし、この場合であっても、事業実施全体に係る管理主体はあくまでも協議会であり、適切な団体を指定することはもちろん、随時、事業の実施状況を把握し、効果的な運営を促すとともに、事業評価や会計処理も行う等、事業の実施に当たって、責任を持って管理することになります。

Q 1 8 各事業メニューについて、再委託できるとのことですが、随意契約としてよいですか。

A 1 8 再委託については、Q 1 7 のとおり国による承認が必要となります。ただし、募集要項 7 (2)「協議会以外の団体への事業委託」の要件に該当することにより、国から直接委託を受けた協議会以外の団体については、原則として再委託は認められません。また、随意契約が認められる場合は、以下(参考)のとおり、かなり限定されるものです。原則として、各事業の再委託に際しては、各協議会において、一般競争または企画競争などにより適切な団体の選定を行うこととしてください。

(参考) 随意契約の基本原則

① 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付する

ことができない場合、競争に付することが不利と認められる場合（会計法第29条の3第4項）。

② 契約の予定価格が少額である場合など限定列挙された場合（同条第5項）
（協議会兼業）

Q19 協議会で、委託事業以外の事業を実施してもかまいませんか。

A19 差し支えありません。ただし、委託費の流用は認められない他、事業推進員を委託事業以外の業務に就かせることもできません。

【事業内容】

（事業内容の範囲）

Q20 事業内容については、雇用面での取組であれば、どのようなものでもよいのですか。

A20 新パッケージ事業は、地域における雇用創造のための提案型の事業です。
したがって、

- ① 地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的な取組と相まって実施する人材確保・人材育成といった雇用創造に係る取組であること。
- ② 地域で策定し、国が認定した当該地域の「地域再生計画」や国による他の施策との整合性がとれていること。

を満たしていることが必要です。

また、新パッケージ事業は労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は能力開発事業を財源とする事業であることから、地域求職者等の就職や創業の促進に直接資する事業内容とする必要があります。

なお、対象外となる事業については、国や県、市町村等における既存の事業との重複のある事業、地域で取り組むべき地域振興施策・産業振興施策にかかる事業、アウトプット・アウトカムが適切に設定されないなど事業の効率や効果が不明確な事業などとしています。詳細は、募集要項4（4）ハ「委託事業で措置しない経費」を参照するほか、各都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

Q21 事業内容として、例えば調査研究事業を実施することはできますか。

A21 新パッケージ事業は、地域求職者等の就職等の促進に直接資する事業内容とする必要があります。また、毎年度、各事業ごとに雇用創造目標を設定し、達成することとされています。したがって、調査研究事業など、雇用創造について直接の効果が見込まれない事業は対象外となります。

（創業者対象の事業内容の範囲）

Q22 新パッケージ事業では、創業者への支援策として、どの範囲まで事業内容に含めることができるのでしょうか。

A22 新パッケージ事業では、地域求職者の企業等への就職促進に加えて、創業することも、本人及び他の地域求職者の就労の場の拡大に資することから、支援対象としています。ただし、当該地域において、創業支援策が実施されていることが前提と

なります。

本事業では、①創業を希望する地域求職者等に対する、創業前の能力開発に資する研修等の実施と、②創業後の人材確保にかかる支援（人事労務に関するセミナー・相談の対象者とするなど）については、当該地域における雇用創造に直接効果があるものとして、事業内容に含めることができます。

なお、創業に要する費用の補助や施設貸与等の支援、創業後における事業拡大等のための専門家によるアドバイス等は、国、都道府県、市町村及び経済団体等による既存支援策との重複があるほか、地域における雇用創造上の効果が間接的であることにより、本事業の事業対象とすることはできません。

（職業紹介）

Q 2 3 事業内容として、例えば、職業紹介を行うことはできますか。

A 2 3 新パッケージ事業については、地域経済の活性化や雇用機会の創出に資する地域再生のための具体的な取組と一体となって、人材育成や人材確保のための事業を実施するものとしていることから、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニューの中でも、人材育成メニューを中心と考え、これらを補完するものとして雇用拡大メニュー及び就職促進メニューを想定しています。

したがって、当該地域での取組や新パッケージ事業の他の事業による取組による雇用創造効果をさらに高めるために必要な場合であり、それが附随的に行われるものであれば、職業紹介も事業の対象になり得ます。

ただし、新パッケージ事業は各地域におけるモデル的な取組を促進するという観点から、既に市町村が無料職業紹介事業を行っている場合など、当該地域の市町村、経済団体等が既に実施している事業の単なる振り替えは事業の対象としないこととするとともに、当該地域におけるハローワークやその他の職業紹介機関等による職業紹介と重複があると判断される場合には、効果が小さいと判断され、事業対象とならないこともあります。

（事業対象者）

Q 2 4 新パッケージ事業の事業利用対象者の範囲を教えてください。

A 2 4 本事業の事業利用対象者は、以下のとおりです。

○事業主

企業等における雇用機会の拡大や、人材確保促進のための支援（雇用拡大メニュー）の対象とすることができます。

○地域における求職者、在職者、創業希望者（以下「地域求職者等」という。）

就職等を容易にするための能力開発の取組（人材育成メニュー）の対象とすることができます。ただし、地域求職者を主たる対象とすることが必要なため、在職者については、対象の一部にとどめることが必要です。

なお、就職促進メニューは、地域求職者等を主たる対象としていることが必要です。

Q 2 5 新規学卒者は事業評価の対象に含まれないとのことですが、事業の対象にもできないのでしょうか。

A 2 5 新規学卒者への就職支援は、学校を中心としつつ、公共職業安定所等による既存の若年者雇用対策により支援すべきものであることから、地域雇用対策として実施する本事業において、新規学卒者に限定した事業を実施することはできず、事業評価の対象とすることもできません。ただし、事業評価の対象外ですが、事業対象者の一部に新規学卒者が含まれることを排除するものではありません。

(事業推進員)

Q 2 6 「事業推進員」の行う業務とはどのようなものですか。

A 2 6 事業推進員とは、新パッケージ事業の企画及び実施並びに関係機関等との連絡調整を行う者として、事務局に配置される者を指します。

具体的には、以下のような業務を行うこととしています。

- ① 事業の企画・実施に係る事務
- ② 事業の実施状況の確認
- ③ 事業の実施結果のとりまとめ
- ④ 事業実施に係る関係機関との連絡調整
- ⑤ その他、事業の実施に当たり必要な業務

事業推進員は、新パッケージ事業の委託による人員であることから、新パッケージ事業以外の業務を実施することはできません（例えば、産業支援策として実施されるイベント（見本市、物産展等）の企画・運営を行うことはできません。）。

【委託費】

Q 2 7 委託事業の選抜数や委託額の上限はあるのですか。

A 2 7 平成20年度における事業の選抜数は50程度を想定しています。このうち広域版パッケージ事業で20地域程度想定しています。また、委託額の上限は、1地域当たり各年度2億円（広域版パッケージ事業については、3億円）を上限としています。

なお、8道県（北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）において、2以上の市町村の区域であって、地域雇用創造に資する産業振興施策を共通して実施しているなど一体的な取組の見られる地域が新パッケージ事業を実施する場合は（ただし、市町村合併が予定される市町村のみでの実施は除く）、1地域当たり各年度2億5千万円を上限とします。

Q 2 8 委託費の対象とすることができるのは、どのような経費ですか。

A 2 8 委託費で措置する経費は、次のようなものを想定しています。

1 管理費

事業の企画、実施並びに関係機関等との連絡調整等に必要な経費（ただし、委託費総額の3割を超えないこと）。

例：事業推進員の配置に係る経費、通信料、光熱水費、事業の実施に係る協議

会の開催に係る経費（協議会メンバーの出席謝金を除く）

2 事業費

(1) 雇用拡大メニューに係る経費

例：セミナー等の開催に係る経費（講師謝金、講師旅費、周知広報費、会場借料、案内状、資料作成費等）、ヘッドハンティングに係る経費、創業希望者・事業主等に対する人事労務管理に関する相談・コンサルティングに係る経費（アドバイザー及びコンサルタントの謝金、旅費、会場借料等）等

(2) 人材育成メニューに係る経費

例：施設改修費（大規模なものを除く。研修目的に使用するものにかかる費用のみを対象とする。）、講師の再訓練に係る経費（研修等受講料、旅費等）、企業・教育機関等における研修等に係る経費（研修等委託費、受講者旅費、保険料等）、研修等の実施に係る経費（講師の人件費又は謝金・旅費、教材費、周知広報費等）等

(3) 就職促進メニューに係る経費

例：相談コーナーの設置に係る経費（相談室借料、機器借料、機器保守料、通信料、光熱水費、相談員の人件費又は謝金・旅費、コンサルタント謝金、周知広報費等）、ホームページの作製・運営費、Uターンフェア開催に係る経費等

ただし、以下のような費用は対象外となります。

- ① 同意地域雇用創造計画に定める地域重点分野との関連が認められない事業
- ② 市町村等による地域振興策・産業振興策等独自の取組にかかる経費
- ③ 市町村等により従来から行われている人材確保・人材育成の取組の単純な振替に当たる経費
- ④ 市町村等による地域振興策・産業振興策等独自の取組との関連が認められない人材確保・人材育成の事業にかかる経費
- ⑤ 国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている経費
- ⑥ 国や都道府県、公共職業安定所等雇用支援関連機関が実施する事業と対象者や内容が基本的に重複する事業
- ⑦ 事業実施期間内に雇用創造を実現することが困難と考えられる事業に係る経費
- ⑧ アウトプット・アウトカム目標が適切に設定されていない事業にかかる経費
- ⑨ 求職者等の就職・創業に直接効果が認められない事業に係る経費
- ⑩ 研修受講者への日当
- ⑪ 協議会の運営に係る経費（事業推進員以外の事務局職員に係る経費、事務室の借料等）や事業の実施に必要な不可欠と認められない備品（冷蔵庫、掃除機等）の購入費、施設の新設及び大規模な改修にかかる費用

なお、詳細は各都道府県労働局にお問い合わせください。

3 委託事業の実施に当たり、上記1、2のいかなる経費についてもその支出の根拠及び支出明細等が求められる場合がありますので、ご留意ください。

Q 2 9 研修等の講師を常勤とすることは可能ですか。

A 2 9 必要と認められる場合は、常勤とすることも可能です。

Q 3 0 協議会の開催に係る経費を新パッケージ事業の対象としてもよいですか。

A 3 0 新パッケージ事業の円滑な実施に資するよう、事業内容の検討やコンセンサス形成のために開催される協議会については、その開催に係る経費（協議会メンバー以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等）を新パッケージ事業の対象とすることができます。

ただし協議会については、もともと自主的に設置された性格のものであるため、そのメンバーの出席謝金は新パッケージ事業の対象とはなりません。

また、新パッケージ事業に関係しない事項についての検討やコンセンサス形成のために開催される協議会（例えば、新パッケージ事業との関係が見られない地域再生計画関連支援措置に関する検討等）については、新パッケージ事業の対象とはなりません。

Q 3 1 当該地域は、公共交通機関が十分整備されておらず、通常の移動手段は自動車となっています。事業を実施するために使用する自動車（廉価な中古車）を購入することができますか。

A 3 1 事業を実施する上での移動は、公共交通機関の利用を原則とします。

ただし、当該地域の公共交通機関が十分整備されておらず、公共交通機関を利用することが非効率であると認められる場合には、自動車のレンタル等他の手段を用いることも可能です。

なお、自動車の購入については、

- ① 単に購入費だけでなく、保険料、メンテナンス料が必要となり、必要時だけに利用するレンタル等に比較して必ずしも割安とは言えないこと
- ② 新パッケージ事業は単年度ごとの事業評価が行われ、成果や必要性が認められない場合は翌年度以降の継続はされないことから、例えば、1年度しか使用しない場合はレンタル等に比較して割高になる可能性があること
- ③ 事業終了後においては、備品の処分の手続きが発生し、事務手続きが煩雑になること

などから認められません。

【事業選抜】

（選抜基準）

Q 3 2 選抜基準はどのようなものですか。

A 3 2 事業構想については、以下の基準で選抜されることとなります。

- ① 地域の取組（12点）

市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇

用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いこと。

② 事業の内容（22点）

事業の内容が、①の地域の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、①の取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が求職者等に広く利用され、かつ、設定した目標の実現可能性が高いこと。

③ 雇用創造効果（16点）

適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれること。また就職者一人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的であること。

なお、選抜については、公平性・客観性を担保するため、有識者等から成る第三者委員会において行うこととしています。

（委託の範囲）

Q 3 3 提案した事業の一部のみ委託されることもあるのですか。

A 3 3 新パッケージ事業の趣旨に合致しないものが一部含まれている場合、当該部分を除いて委託事業として選抜することがあります（例えば、能力開発施設の新設が提案に含まれている場合、その部分は除外することになります。）。

なお、委託事業として採択する前に、提案団体に対しては受託にかかる意思確認を行う予定です。

【事業評価等】

（雇用創造目標設定）

Q 3 4 地域には地場企業が少ない上、企業誘致も不調であることから、個人による創業が地域における雇用創造の中心と考えています。雇用創造目標の設定に際し、個人による創業者数ほどの程度まで認められますか。

A 3 4 事業構想提案時の雇用創造の見込みの設定及び事業実施後の事業評価の際に、就職又は創業者別に、見込み人数の設定又は実績を記載していただきます。ただし、就職又は創業者別の見込み人数の内訳について、制限は設けていません。

なお、雇用創造の見込みの設定に際しては、その根拠を具体的に記述していただくこととなります。就職又は創業のいずれであっても、地域内の産業・経済・雇用の状況、創業等の実績などの具体的なデータを示していただくことが必要ですので、ご留意ください。

Q 3 5 高度な技術を習得させる研修のため、長期の研修（1年間）を予定しています。

このため、就職が2年度目となり、初年度に就職などのアウトカムを出すことができません。当該事業については、アウトカム目標を2年度目から設定し、初年度分をゼロとしてもよいでしょうか。

A 3 5 個別の事業メニューについて、合理的な理由があれば、アウトカム目標を設定できない年度があっても、本事業の対象とすることは可能です。

ただし、本事業の主たる目的は地域求職者の雇用機会の創出であることから、地域全体としての雇用改善の必要性・緊要度に鑑み、効率的かつ効果的な研修の実施により、できるだけ多くの事業利用者を早期の就職等につなげることが望ましいものです。協議会におかれては、地域求職者の早期就職促進に配慮した、適切な研修内容・研修期間の設定を行って下さい。

(実績の把握方法)

Q 3 6 アウトカムの把握はどのようにして行えばよいでしょうか。

A 3 6 事業評価及び事業の監査に際して、具体的な事業成果の把握が不可欠です。アウトカムの把握については、事業利用者に対し、アンケート調査票に回答させるなど、後日において検証可能なものによることが必要です。募集要項参考資料3に地域雇用創造推進事業事業利用者アンケート票例を掲載しておりますので、この掲載事項を基本として、各地域の実情に応じた調査票を作成し、調査を実施するなどしてください。

(事業評価)

Q 3 7 雇用創造目標の設定と、事業評価との関係を教えてください。

A 3 7 雇用創造目標のうち、事業評価の対象とされるのは、

① アウトプット指標

イ 雇用拡大メニュー等事業主等を対象とする事業・・・利用企業数

ロ 人材育成メニュー・・・利用求職者等の人数

ハ 就職促進メニュー・・・利用求職者等の人数

② アウトカム指標（人材育成メニュー及び就職促進メニュー）

事業利用求職者等の就職者数等（雇用形態別〔常用労働者、常用労働者以外、創業者〕に設定する。）であり、①、②については、各年度、各事業ごとに目標を設定することとします。

(注) 雇用拡大メニュー（事業主を対象とする事業）については、参考就職者数として、事業利用により雇い入れが見込まれる人数を事業構想に記入することとします。ただし、参考就職者数は、アウトカム指標設定及び事業評価の対象外です。

(事業評価と事業の継続)

Q 3 8 雇用創造目標の達成度と事業の継続の可否について教えてください。

A 3 8 事業の実施期間は最大3年度間ですが、各年度毎に中間評価報告書の内容について委員会に諮った上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定します。

なお、委託事業の取消しの要件は、次の①～③のとおりとし、いずれかに該当する場合は、委託契約を取り消すこととします。なお、以下の要件に該当しないことにより引き続き事業を実施する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点

から、必要に応じて、当初の事業構想にある事業内容の一部変更や実施に係る条件を付す等の措置を講じることがあります。

- ① 事業全体のアウトカム目標の5割を達成できない場合。
- ② 事業全体のアウトカム目標の9割を達成できず、かつ個別事業の全てについて、アウトカム目標の9割又はアウトプット目標の8割のいずれも達成できない場合。
- ③ 初年度、2年度目と2年度連続で、事業全体のアウトカム目標の9割を達成できない場合。

(事業追加)

Q 3 9 選抜された事業構想の内容に加えて、新しい事業を事業実施期間中に加えることは可能ですか。

A 3 9 初年度又は2年度目における事業の中間評価の結果、雇用創造目標を達成した地域であって、現行事業に加えて、新規事業の設置を希望する場合は、国の予算の範囲内で、事業内容の変更が可能です。この場合、新規事業分を加味したアウトカム目標の再設定を行うことが必要です。なお、これに伴い、地域再生計画の内容が大きく変化した場合は、変更認定申請が必要となります。また、雇用創造目標を達成しなかったために、事業の打ち切り又は一部個別事業の見直しの対象となった地域については、新規事業の実施は認められません。

【広域版パッケージ事業】

Q 4 0 従来の新パッケージ事業との違いを教えてください。

A 4 0 基本的な考え方は同じですが、

- ① 都道府県が策定主体になること。
- ② 都道府県の産業振興・中小企業施策との連携が図られること。
- ③ 2以上の市町村であること。
- ④ 広域地域の雇用創造に直接資すること。
- ⑤ 上限額が各年度3億円であること。

等が主な違いです。

Q 4 1 2以上の関係市町村のイメージを教えてください。

A 4 1 別添地域イメージ図を参照してください。

【その他】

(パッケージ実施地域)

Q 4 2 パッケージ事業の終了に伴い、新パッケージ事業にも事業構想を提案したいと思います。提案に際して、どのような点に留意する必要がありますか。

A 4 2 パッケージ事業終了地域が新パッケージ事業の事業構想を提案することは可能です。ただし、選抜上の公平性、国費の効果的・効率的活用の観点から、選抜に当たってはQ 3 2の選抜基準に加えて、以下①、②についても評価します。

- ① パッケージ事業における事業実施期間全体にかかる雇用創造目標が達成されていること。
- ② 概ね新しい内容と認められる事業構想であること。

概ね新しい事業構想とみなされる場合は、地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で大部分に係る見直しが行われている場合とします。新パッケージ事業の事業構想提出に当たっては、事業の変更点（事業名、事業内容、事業対象者、事業費等）が明らかとなるよう、詳細な新旧対照表を併せてご提出ください。

なお、選抜・評価に際しては、同レベルの評価であれば、パッケージ事業終了後に新パッケージ事業を提案する地域よりも、新パッケージ事業により初めて雇用創造の取組を行おうとする地域を優先して採択します。

また、パッケージ事業を終了後に新パッケージ事業を提案する地域において、パッケージ事業での実施成果を踏まえて、地域独自で、雇用創造に資する雇用対策に主体的に取り組む場合は、一定の評価を行いますので、地域独自の取組についてもご検討ください。

（事業構想策定等への支援）

Q 4 3 事業構想の策定にあたり、何か特別な支援を受けることはできるでしょうか。

A 4 3 事業構想の策定等にかかるお問い合わせは、各都道府県労働局で受け付けております。

なお、平成19年度より、新規事業として、新パッケージ事業等の事業構想を策定しようとする市町村等に対し、各都道府県労働局により、会議の開催や専門家によるアドバイス等を実施する地域雇用戦略チームによる支援事業を実施することとしています。なお当該事業では、新パッケージ事業実施地域における事業の円滑実施のためのフォローアップも行うことができます。

地域雇用戦略チームによる支援事業の利用をご希望の市町村等は各都道府県労働局あてにお問い合わせください。

Q 4 4 新パッケージ事業と一緒に、地域再生計画支援措置等、他省庁の施策を活用することで、雇用創造効果を高めていきたいと思いますが、どちらに相談すればよいでしょうか。

A 4 4 新パッケージ事業と一緒に他省庁の施策を活用することをご希望の場合は、都道府県労働局にご連絡ください。

なお、他省庁の施策の活用の際に具体的なアドバイスや相談をご希望される場合は、以下の支援策をご活用ください。

- ① 地域再生伝道師 各市町村の地域再生計画の作成等にかかるアドバイス等を行う者として、各都道府県に「地域再生伝道師」が選定されていますので、ご相談ください（地域再生伝道師の所属部署・連絡先は地域再生本部のホームページに掲載されています）。
- ② 地域活性化総合相談窓口 地域活性化に取り組む地方公共団体等の自主的・自

立的な取組を支援するため、内閣官房都市再生本部事務局及び地域再生推進室に「地域活性化総合相談窓口」が設置されていますので、ご相談ください（地域活性化総合相談窓口については、地域再生本部のホームページに掲載されています）。

Q 4 5 地域で各種振興策を講じた新しい産業分野について、新パッケージ事業により、地域求職者に対して人材育成を実施し、就職又は個人創業を促進したいと考えています。しかし、新しい産業分野であり、他地域にもあまり例がないことから、効果的な人材育成方法や就職や個人創業の実績の見込みがわかりません。このような新しい雇用創造の取組を検討する場合に、何か支援は受けられるのでしょうか。

A 4 5 新パッケージ事業にかかる事業構想を策定中の地域について、当該事業構想にかかる特色ある人材確保・育成にかかる事業の試行実施による効果測定・分析を、国が民間企業等に委託する支援（地域雇用創造効果測定事業）を行っています。

地域雇用創造効果測定事業の利用をご希望の市町村等は各都道府県労働局あてにお問い合わせください。

広域版パッケージ事業の地域的概念について

事例：〇〇県：A市他、15市町村

